

松川町告示 第 52 号

令和 7 年 3 月 31 日付け松川町告示第 46 号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに町に意見書を提出することができる。

令和 8 年 6 月 3 日

松川町長 北沢 秀公

1 縦覧期間

令和 8 年 6 月 3 日から令和 8 年 6 月 16 日まで

2 縦覧場所

松川町役場産業観光課（松川町元大島 3823）

3 意見書の提出先

松川町役場産業観光課（松川町元大島 3823）

4 意見書の提出にあたっての注意事項

- ・提出方法は電子メール、郵便、ファックスによること。
- ・個人の場合にあつては住所、氏名、職業を記載すること。法人の場合にあつては法人名、代表者氏名、事務所の所在地を記載すること。
- ・意見書の内容を公表する可能性があること。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せる可能性があること。
- ・意見書に対する個別の回答は行わないこと。地域農業経営基盤強化促進計画を告示する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて告示すること。
- ・地域農業経営基盤強化促進計画の変更案以外に対しては意見書を提出することができないこと。